

- このニュースは、毎月 1 回、以下の通り配信されています。
 - ◎ 各都道府県石油組合および北海道・各地方石油組合宛
 - ◎ 共同事業部会各委員
 - ◎ 農林漁業部会各委員
 - ※ 北海道内各地方石油組合、共同事業部会委員および農林漁業部会委員は本号（11 月号）より配信
- 全石連ホームページに「共同事業 G ニュース」を常時掲載しています。いつでもカラーで、過去号から最新号まで、ご覧いただけます。
 - ※ 「全石連」で検索⇒「石油広場 全石連ホームページ」⇒「組合員の皆様へ」⇒「組合員情報」⇒「共同事業 G ニュース」
 - ※ アドレスは <http://www.zensekiren.or.jp/> です。
- 主な内容は（お役立ち情報満載！）
 - ① 購買事業の「新商品紹介」、主力商品の基礎知識
 - ② 中型生命等の販売成功例、自家共済、保険の紹介と基礎知識
 - ③ 各種お知らせ
 - ④ 農林漁業 A 重油制度解説～用途範囲解説等 などを。

（目 次）

1. 21 年度共同事業グループ総括
 2. 中型生命勉強会が新規加入につながりました！
 3. 千葉県石協で傘下 SS へ販売促進実施。 成果を挙げました !!
 4. お知らせ
 - (1) ハイブリッド自動車編(CD-ROM) 斡旋開始～自習・復習用教材
 - (2) 注文時の留意事項（印刷原稿でご注文をいただく際のお願い！）
 - (3) 「認定店表示板」の注文増加しています
 - (4) 「22 年度版商品別価格表」の「目次」送付について
 - (5) 保険法と自家共済
- 商品基礎知識コーナー
 - ・蛍光灯の型番号についてご存知ですか？
 - 農林漁業コーナー
 - ・水産庁が燃油助成事業説明会実施
 - ・農林漁業用重油 用途 Q&A

1. 21年度共同事業グループ総括～今後もよろしくお願い致します

共同事業グループで担当している事業は大きく分けて4種類あります。それは、SS経営のリスク等を補償する(1)自家共済事業および(2)保険斡旋事業、SSの消耗品や油外販売商品を斡旋する(3)資材購買事業、農林漁業用A重油の確認業務と制度維持を中心とした(4)農林漁業用A重油対応事業です。21年度を簡単に総括させていただきます。

(1) 自家共済事業

SS総合共済と賠償責任共済の2種類を運営しており、両方で約7,700件の加入件数があります。加入件数は横ばい状態ですが、安定した運営をしており、事故の際の共済金も適切にお支払しています(21年度約800件)。22年度には新たな加入者向け無料相談サービスを新設する予定で作業を進めており、商品内容を一層充実させる計画です。

(2) 保険斡旋事業

保険会社の商品を、全石連の団体契約とすることで割安な保険料で加入できるメリットを活かし、様々な保険をご案内しています。その代表は、「中型生命グループ保険」で、他に、賠償責任共済トセット販売している「施設賠償・油濁賠償責任保険」、お客様から預った車の対人・対物を補償する「受託自動車保険」、地下タンクの老朽化・劣化による油漏れリスクを補償する「SS土壌浄化保険」、お店の現金盗難を保証する「SSマネーガード保険」があります。こうした保険も事故の際、保険会社が迅速で適切な対応をしてくれることもあり好評をいただいています。21年度は、前年と同水準で推移しましたが、補助金との関係もあり、「SS土壌浄化保険」への関心が高まりました。

(3) 資材購買事業

主力商品のロール紙は、新商品(輸入もの)効果もあって新規顧客も増加して販売数量を伸ばしましたが、洗車タオルはユーザーの節約指向もあって、注文サイクルが従来より長期化して伸び悩みました。設備関連商品では、省エネ型遮断機が契約件数で目標の100件を超え、22年度にも期待が持てます。また、県組合さんと連携して地域集中訪問セールスを試みたところ予想以上の効果があり、今後も継続していきたいと思えます。

(4) 農林漁業用A重油対応事業

政権交代による税制の抜本見直しで、本制度の存続が問われましたが、農林漁業者にとって必要な制度と認められ、1年間(23年3月末まで。従来2年間)の継続となりました。23年度については、不透明であり、全石連として今後も制度継続に向けて関係方面に働きかけていく予定です。重油の消費量は減少傾向にあります。漁況の回復を期待するとともに、用途確認漏れの防止や用途範囲の拡大に努力していきます。

2. 中型生命勉強会が新規加入につながりました！

茨城県石協では、21年度、大同生命・第一生命両社と連携して中型生命の勉強会を理事会および県下5地区で開催しました。その勉強会に参加した組合員さんから、中型生命を会社の福利厚生制度として採用することを検討したいとお申し出をいただき、大同生命の担当社員から詳細な説明がされた結果、このたび20名の新規加入が実現しました。

「保険」というサービス商品がパンフレット類の提供だけで新規加入に結びつくことはなかなか難しいものがあります。組合員が集まる機会を活用して、毎月数百円の掛金で弔慰金としては十分な保険金が確保できる中型生命の存在を是非宣伝してください。

3. 千葉県石協で傘下 SS へ販売促進実施。 成果を挙げました !!

千葉県石協さんと連携を図り、3月中旬に県下9支部31SSに、省エネ機器取扱会社と全石連職員が訪問し、電子ブレーカー及びマイクロファイバータオルを中心に幹旋商品の販売促進活動を行いました。

商品の周知に関しては、商品カタログ(「MAY I HELP YOU」)、折り込みチラシ等で行っておりますが、今回直接訪問した結果、電子ブレーカーについて詳細な説明をしたところ、今まで電子ブレーカーについて無関心だった組合員さんを含め13SSさんから導入を前提とした事前調査の依頼を受けました。

また、マイクロファイバータオルについても、見本をお配りし、実際に試用していただくようお願いしたところ、その場でご注文をいただいたSSも含め4社からご注文をいただくことが出来ました。

今回の集中募集で、改めて、組合員さんへの直接訪問と幹旋商品の直接説明の大切さを強く感じました。各組合におかれましても、組合員さんとの直接会話の際は、幹旋商品の積極販売を宜しくお願いいたします。

4. お知らせ

(1) ハイブリッド自動車編(CD-ROM)幹旋開始～自習・復習用教材

①HV研修の復教材として幹旋開始!

3月25日より、ハイブリッド自動車編(自己学習用CD-ROM)幹旋開始をしました。本商品は、自動車工学の教育ソフトとして専門的に作成された本格ツールを、SSのために特別編成したハイブリッド自動車基礎知識の決定版!(日本初)です。はじめての方でも簡単に使えるよう、テクニカル・イラストを使ったわかりやすい画面構成、音声ガイドダンスやテキスト表示といった自己学習が行える機能も搭載し、画面上には、項目ごとの見出しを付けた「タブ」設け、自分で知りたい項目を任意で選べる。また、画面の下には、停止、再生、一時停止やテキスト表示の切り替えなどの操作機能を設置しています。ハイブリッドシステムの概要から、日常のメンテナンスまで、法律で定められた特別講習を必要とするハイブリッド自動車の取扱いには、危険を防止するための知識が必須です。

特別講習の予習・復習ツールとして! 現場でのイメージトレーニングツールとして! 緊急対応時の参考ツールとして! 社内教育用ツールとして!

困った時にすぐクリック!

②簡単な取扱いで何度も学習できる!

『ハイブリッド自動車編CD-ROM』は、CD-ROMをセットするだけで自動的にオープニング画面が立ち上がり、繰り返し何回でも学習できます。

お客様の自動車をサポートするSSに必携です。(SS事務所のパソコンにセットしておき、困った時にすぐクリックして下さい。)

③割安価格(定価の40%OFF)でご提供(組合員限定)!

希望小売価格50,000円(送料別・税別)を組合員特別幹旋価格でご提供40%OFF以上します。組合・組合員企業でまとめてご注文いただければさらにお得です。

詳しい商品内容は、全石連のホームページより共同事業グループの商品紹介アクセ

スし「ハイブリッド自動車編 CD-ROM」より商品概要の閲覧およびサンプルダウンロードができます。

| 商品名 | 斡旋価格（送料込・税別） | |
|-------------------------|--------------|-----------|
| ハイブリッド自動車編 (CD-ROM版) | 1～4枚の場合 | 29,800円/枚 |
| | 5～9枚の場合 | 29,300円/枚 |
| | 10枚以上の場合 | 28,500円/枚 |

4月5日（月）付「ぜんせき」新聞に「共同事業インフォメーション」（折込広告）でも新登場として掲載されます。また、同日までにハイブリッド自動車編（CD-ROM）のリーフレット（申込書）を各組合へ組合員数分を送付しますので、各種会議、組合員各位へ案内文書に同封していただき組合員各位への周知徹底をお願いします。

(2) 注文時の留意事項（印刷原稿でご注文をいただく際のお願い！）

伝票作製など、印刷原稿を用いてのご注文の際は、新規・継続に関わらず、原本や刷取り、コピーなど印刷内容の分かるものを出来る限り添付してください（既に毎回添付して下さっている組合もあります）。特に同一のお客様で同じ商品名の注文を複数受けている場合は、注文間違いを防止する為にも、必ず添付をお願いいたします。

(3) 「認定店表示板」の注文増加しています

品確法で定められている給油所の登録、ガソリン等の分析に関し、未登録・未分析問題が昨年発生したことを契機に、昨年、(社)全国石油協会から品確法遵守の再周知のため、パンフレットを揮発油販売業者へ送付しました。このこともあって、本年度は認定店表示板および品質管理表示板の注文が急増しました。法遵守の観点からも、組合員さんに対し、今後も引き続き周知方をお願いしたいと思えます。

また、ご通知しましたとおり（平成22年12月21日付共同事業グループニュース21-06号）、認定店表示板は22年度より値上げとなりますので、重ねてご周知の程、宜しくをお願いいたします。

(4) 「22年度版商品別価格表」の「目次」送付について

担当者会議で配布した「22年度版商品別価格表」の「目次」を近日中に組合宛に送付いたします。また、価格表の中で訂正箇所が数箇所ありましたので、その訂正版も併せて送付させていただきます。

(5) 保険法と自家共済

22年4月1日から「保険法」という新しい法律が施行されます。保険法では消費者保護の観点から保険契約や共済契約に関する基本的なルール（保険金・共済金請求権の時効が3年とされたこと、保険金・共済金の支払時期が規定されたことなど）が定められています。

保険法の施行に伴ない、SS総合共済、賠償責任共済でも約款等の改定が必要となる部分があり、現在準備を進めています。

なお、保険法への対応に際して現在の保障内容や掛金を変更することはありません。

○ 商品基礎知識コーナー

蛍光灯について

照明器具として一般的に広く知られている蛍光灯（または蛍光ランプ）ですが、寿命が長く経済性に優れ、光色を豊富にラインアップしているため様々な分野や用途に対応でき、発光面積が大きいいため影の少ない広がりのある光が得られる、という特徴があります。

蛍光灯は点灯方式と形状により、以下のように分かれます。

| 点灯方式 | 形名 | 形状 | 特長 |
|-----------|-------|-----|--------------------------------|
| スタータ形 | F L | 直管形 | 点灯管を使って点灯するタイプ 点灯まで数秒～1秒かかる |
| | F C L | 環形 | |
| ラピッドスタート形 | F L R | 直管形 | 始動補助装置内蔵で点灯管不要 即時点灯タイプ |
| | F C R | 環形 | |
| 高周波点灯専用形 | F H F | 直管形 | 即時点灯高効率タイプ 特定の専用形器具で点灯 |
| | F H C | 環形 | |
| | F H G | 角形 | |

ランプは形名で仕様を表します。非常に様々な種類がありますので、注文の際は正確な形名を知らせる必要があります。

<形名の見方>

例：F L 4 0 S S ・ D / 3 7
 ① ② ③ ④

①ランプの種類およびバルブ形状

F L ：直管形

F C L：環形

G L ：殺菌ランプ

②ランプの大きさの区分とガラス管径

4 0 ：40形

S S ：ガラス管径 28mm

S ：ガラス管径 32mm

③光源色・演色性・用途

(3波長形)

EX-D：3波長形昼光色 EX-N：3波長形昼白色

EX-W：3波長形白色 EX-WW：3波長形温白色

EX-L：3波長形電球色 など

(普通形) D：昼光色 N：昼白色 W：白色 WW：温白色

その他高演色形、カラータイプなどがあります

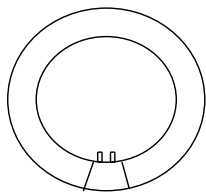
④ワット数

定格ランプ電力

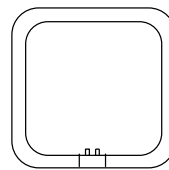
<ランプの形状>



直管形 (FL、FLR、FHF など)

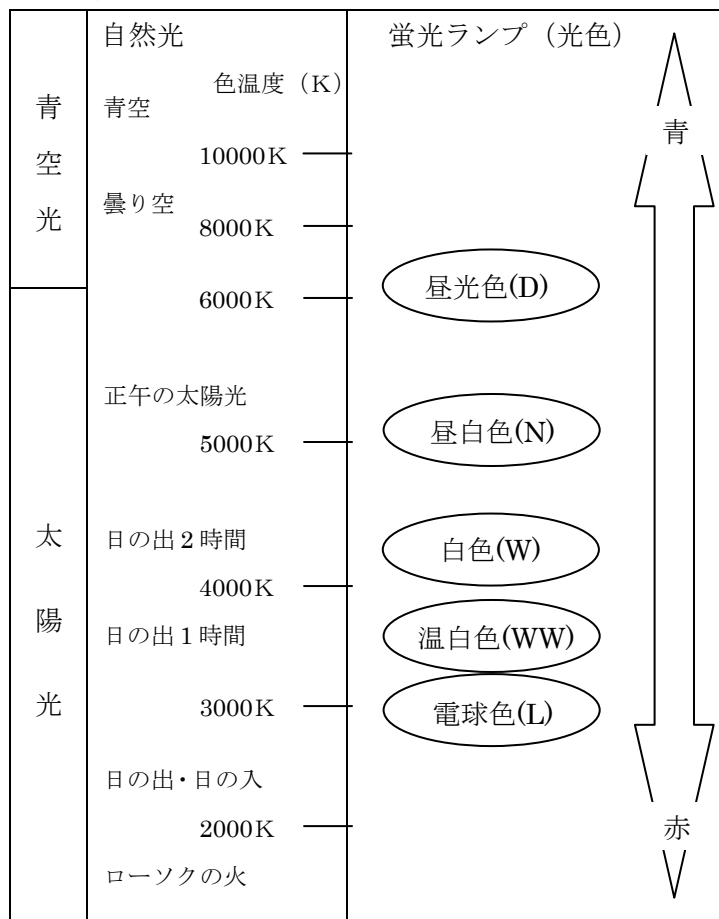


環形 (FCL、FCR、FHC など)



角形 (FHG など)

<ランプの光色>



光源（光を放射する物体・機器のこと）の光の色には青白いもの、赤みのあるものなど様々なものがあります。この光の色を、温度と色の変化の関係を利用して定量的な数値で表した単位を“色温度 (K)”といいます。色温度が高い光は青白い光に見え、色温度が低い光は赤っぽい光に見えます。

自然光では、朝日や夕日の色温度は 2000 K、通常の太陽光線は 5000～6000 K といわれています。

一方蛍光灯の光源色は左のように設定され、形名にはそれぞれの記号で表されています。

詳しい形名の見方は、22年度版商品別価格表の一番後ろに添付してありますので、ご参照ください。なお、上記の型番や名称は“東芝ランプ製品”のもので、上記にあてはまらない記号や名称は他のメーカー製品の可能性があります。

燃油助成事業説明会開催

水産庁が実施する漁業者向け燃油助成事業(漁業経営セーフティーネット構築事業)について漁協などを対象にした説明会が行なわれました。

当日は水産庁側から制度の概要の説明が行なわれ、その後各漁協からの質疑が行なわれました。質疑では4月から開始するには決まっていないことが多すぎることなどスケジュールのタイトなことと手数料に関して質問が集中しました。

当日の概要や資料は組合宛にすでに送付(FAX)済ですので今一度ご覧下さい。また、未だ検討中の箇所も多々ありますので詳細等については決定しだいでご連絡をいたします。

なお、事業主体は新たに設立された「**一般社団法人 漁業経営安定化推進協会**」に決定しました。

農林漁業用重油 用途Q&A

用途Q&Aの第6弾です。ぜひ新規開拓の参考にしてください。

(006)

Q. 農業学校又は農業試験場等における温室栽培や、水産学校又は水産試験場等が行う実習等に使用するA重油は用途範囲内ですか。

A. 一般の農業や漁業と同様に、野菜等の栽培や、登録漁船で漁獲をしていて、それらを全て販売している場合は用途範囲内です。

しかし、単に試験研究等の目的のみに使用する場合は農業や漁業などとは認められません(対象外)。そのため、対象と対象外がしっかり区分できない場合は、確認できないこととなりますので総括表作成の際はご注意ください。

